

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第60号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)